

函 福 高
平成29年12月13日

地域包括支援センター 各位
居宅介護支援事業所 各位

函館市保健福祉部高齢福祉課
課長 佐藤 進二

函館市に住民登録をしている方が函館市外で新しい総合事業における
訪問型サービス・通所型サービスを利用する際の留意点について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、函館市に住民登録をしている方が、函館市外で新しい総合事業における訪問型サービス・通所型サービスを利用する場合、現状では、いわゆるみなし指定制度の適用を受けている介護事業所がサービスを提供しているところです。

しかしながら、このみなし指定制度の有効期間が平成30年3月31日をもって終了することから、当該函館市民が、平成30年4月1日以降も函館市外においてサービスを利用する場合には、事前に以下のいずれかの手続きを済ませておく必要がありますので、もしそのようなケースがありましたら、関係する事業所へ、その旨、お伝えくださいますよう、お願い申し上げます。(お伝えするにあたり、当通知をメール・FAX等で送っていただいても構いません)

- ① 当該事業所が、函館市から、函館市の総合事業のサービスを提供する事業所として指定を受ける。
- ② 利用者が、函館市から、当該自治体に住民票を移す。

なお、住所地特例の方につきましては、保険者が函館市であっても、当該住所地特例の方が住民登録している自治体における総合事業のサービスを利用することが可能です。

○参考（制度に関する補足）

・新しい総合事業における訪問型サービス・通所型サービス

介護保険制度の改正により、介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、従来の『給付』から『自治体の事業』に移行したものである。

サービス内容や利用料なども自治体で決めて良いこととなり、全国共通のサービスではなくなった。このため、函館市外に所在する介護事業所が、函館市民に訪問型サービスまたは通所型サービスを提供するためには、函館市からの指定を受ける必要がある。

・みなし指定制度

平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けた事業所が、平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間、新しい総合事業における訪問型サービス（介護予防訪問介護相当のみ）または通所型サービス（介護予防通所介護相当のみ）の提供事業所として、指定を受けたものとみなすことができる制度。

ただし、事業所においてみなし指定制度の適用を辞退することや、自治体で有効期間を3年未満とすることも可能であるため、みなし指定の適用の有無については、当該自治体の事業所に確認してみななければ分からない。

〔高齢福祉課介護予防・認知症担当 相澤・田畑〕
〔TEL：21-3067 FAX：26-5936〕